

調理師の皆様へ！



働いている調理師は、
『調理師業務従事者届』を出すことが
調理師法で義務づけられています。

☆届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

※施設規模は関係ありません。

調理師として調理の業務に従事している場合には、届出をお願いします。

☆届出用紙による届出

令和6年12月31日現在の状況を書き込んで、**令和7年1月15日までに**働いている地域の北海道全調理師会各支部に届け出てください。

☆インターネットでの届出も可能です。（届出入力期間 令和7年1月1日～1月15日）
次のウェブサイトアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスしてください。
ウェブサイトアドレス（URL）または「令和6年度北海道調理師就業届」で検索。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=w1dHEEWL>
QRコード（QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。）



QRコードから届出を行い、誤った情報で登録した（重複して登録した）場合、届出者自身で訂正を行うことはできません。改めて正しい情報を入力し、登録してください。
なお、登録後に、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係（011-231-4111（内線 25-526））へ訂正箇所や重複登録について、ご連絡願います。

【問い合わせ先】

◎一般社団法人北海道全調理師会

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園404

電話 011-511-1326

◎北海道全調理師会各支部

◎北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（健康づくり係）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線25-526）

◎最寄りの保健所及び地域保健支所

北海道・一般社団法人北海道全調理師会

よくある質問

Q1 施設・事業所として提出するものなのか？ 個人として提出するものなのか？

原則として、個人が届け出ることとなっておりますが、届出者から了承を得ている場合は、施設や事業所から提出いただいてもかまいません。

Q2 登録番号の書き方を教えてほしい。

北海道知事交付の免許証の場合、数字の番号の前に、発行元が記載されている場合があります。その場合には、発行元の記載もお願いします。

(例えば「道第〇〇〇〇号」と記載している場合、「道」が発行元となります)

Q3 免許証と現在の氏名と違っているが、どちらの名前を記入すればよいか？

免許証の記載事項に変更が生じた場合は、30日以内に書き換え交付申請が必要です。30日以上経過している場合は、併せて遅延理由書の提出が必要となります。

免許証の書き換えをしていただき、現在のお名前で提出をお願いします。

書き換えの申請先は、最寄りの各保健所及び支所（札幌市にあっては、各区保健センターを含む。）となります。申請書等の用紙も上記の申請先に備えてあります。

申請手続きについては、北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課）でも掲載しております。

※他都府県で発行された免許証の申請先は、発行された都府県となります。

Q4 登録番号が判らない場合は、どうすれば良いか？

免許証を紛失して登録番号が判らない場合は、再交付の申請が必要となります。

再交付の申請先は、最寄りの各保健所及び支所（札幌市にあっては、各区保健センターを含む。）となります。申請書等の用紙も上記の申請先に備えてあります。

なお、札幌市、旭川市、小樽市、函館市にお住まいの方については、申請前に登録番号をお知らせさせていただく必要がありますので、登録番号について最寄りの道立保健所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

申請手続きについては、北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課）でも掲載しております。

※他都府県で発行された免許証の申請先は、発行された都府県となります。